

十期和会会則

(名 称)

第1条 本会は、「十期和会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦及び融和を目的とする。

(業 務)

第3条 本会は、その目的を達成するため、次の業務を行なう。

- (1) 名簿の管理及び「十期和会通信」の発行
- (2) 会員の慶弔に関すること
- (3) 本会の目的に適合した親睦会の開催及び同好会の設置

(会 員)

第4条 本会の会員は、正会員、特別会員及び名誉会員とする。

- 2 正会員は、海上自衛隊第10期一般幹部候補生課程入校者(相当期の者を含む)とする。
- 3 特別会員は、正会員の配偶者等とする。
- 4 名誉会員は、海上自衛隊第10期一般幹部候補生課程の教育に当たった海上自衛隊幹部候補生学校校長、同教育部長、同学生隊長、同分隊監事等とする。

(役 員)

第5条 本会に幹事長1名、幹事2名を、また、別表に定める地区ごとに地区幹事各1名を置く。

(役員の仕事)

第6条 幹事長は、本会の業務を統括する。

- 2 本会の諸業務及び会計業務等は、幹事長の調整により幹事長及び幹事で分担して実施する。
- 3 各地区幹事は、それぞれの担当地区に関わる業務全般について幹事長を補佐し、必要に応じ当該地区会員と連絡する。また、関東地区幹事の1名は、幹事長の要請により、年度の会計監査を行う。

(役員の出選及び任期)

第7条 幹事長及び幹事は、原則として関東圏在住会員の互選による。

- 2 各地区幹事は、当該地区会員の推薦に基づき、幹事長が指名する。
- 3 各役員の仕事は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、任期途中で交替就任した役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 本会の円滑な運営を図るため、関東圏に事務局を置く。

- 2 事務局は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、事務局を構成する役員に諮り、この会則に定めるもののほか本会運営に必要な事項について、細則を定めることができる。

(総会)

第9条 総会は、原則として2年に1回開催し、その他必要と認めた場合、幹事長が臨時総会を招集する。

- 2 総会の議長は、幹事長がこれに当たり、次の審議を行なう。
 - (1) 業務実施報告及び収支決算報告の承認
 - (2) 翌年度及び翌々年度業務予定及び収支予算の決定
 - (3) 役員を選任
 - (4) 会則改正の承認
 - (5) その他本会の運営に関する重要事項の承認
- 3 議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第10条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって当てる。

- 2 経費は、諸業務及び諸事務遂行のために支出するものとする。
- 3 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4 幹事長の要請により会計監査を実施した関東圏の地区幹事は、監査結果を取り纏め、幹事長に報告し了承を得た上、総会若しくは「十期和会通信」の紙面でその状況を報告するものとする。

付 則

- 1 この会則は、昭和52年3月19日から施行する。
- 2 昭和54年11月17日の一部改正は、同日から施行する。
- 3 平成2年2月17日の一部改正は、同年4月1日から施行する。
- 4 平成5年2月13日の一部改正は、同年4月1日から施行する。
- 5 平成6年2月19日の一部改正は、同年4月1日から施行する。
- 6 平成11年3月6日の一部改正は、同年4月1日から施行する。
- 7 第3条第1号の一部改正(平成14年3月15日)は、平成14年4月1日から施行する。
- 8 第9条の一部改正(平成16年3月22日)は、平成16年4月1日から施行する。
- 9 第7条の一部改正(平成18年3月25日)は、平成18年4月1日から施行する。
- 10 会則の全面改正(平成20年3月24日)は、平成20年4月1日から施行する。

十期和会地区区分

地区名等		対象都道府県名
関東圏	東京地区	東京・栃木・群馬・埼玉・山梨・(海外在住者)
	神奈川地区	神奈川・静岡・長野
	千葉地区	千葉・茨城
北海道、東北地区		北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・新潟
東海・近畿・北陸地区		岐阜・愛知・三重・滋賀・京都・富山・福井・石川・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国・四国地区		鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知
九州・沖縄地区		福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

(注) 海外在住者は、事務局扱いとし、東京地区の名簿に含めるものとする。